

令和7年度希少野生生物保護推進事業委託業務に係る企画提案応募要領

本件公募は、次年度の沖縄県当初予算の成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。

県議会において当初予算案が否決された場合等は、契約を締結しないことを、あらかじめご了承ください。

1 事業名

令和7年度希少野生生物保護推進事業委託業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月19日（予定）までとする。

ただし、令和8年度の業務委託については、令和7年度の履行実績をもとに判断する。また、県の予算措置を前提としており、令和8年度の事業実施を保証するものではない。

3 趣旨

沖縄県には多くの希少な野生動植物（以下「希少野生動植物」という。）が生息し、又は生育しているが、近年、開発行為による生息地及び生育地の消失又は減少並びに営利目的による採取等の人為的な影響により、希少野生動植物が減少している。また、県外や県内の他の島から持ち込まれた外来種に属する動植物が、希少野生動植物に係る生態系に影響を及ぼしている。

全国レベルで絶滅のおそれのある野生動植物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護が図られているが、県内の希少野生動植物のうち、同法律による保護の対象となっていない野生動植物についても、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、その保護を図る必要がある。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物以外の外来種であって、県内の希少野生動植物に係る生態系に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来種についても規制や対策を講じる必要がある。

そのため、県では、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）を制定し、これまでに指定希少野生動植物種及び指定外来種（以下「指定種」という。）を計56種指定し、希少野生動植物の保護を図ることとしている。

本事業では、条例の趣旨等に照らし、希少野生動植物の保護に関する施策を推進することを目的に、以下のことを実施する。

- 指定種をはじめとする希少野生動植物の生息・生育状況のモニタリング
- 指定種候補種に関する評価及び新規指定の検討
- 指定希少野生動植物種の保護増殖事業の実施
- 指定希少野生動植物種の保護に係る必要な措置の実施
- 条例や指定種等に関する情報発信

については、本業務を遂行する上で、本県の自然環境に関する専門的かつ最新の知見と高度な技術力、関係者との調整力を有するコンサルタント等の専門機関を対象とした企画提案を募集し、沖縄県に設置した業者選定委員会において審査を行い、委託業者を選定する。

4 委託業務の内容

- (1) 業務名 令和7年度希少野生生物保護推進事業委託業務
- (2) 委託業務期間 令和7年度（契約締結の日から令和8年3月19日までとする。）

5 応募資格

次に要件をすべて満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者であること。
- (3) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (4) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 実施要領や仕様書等に記載された内容をすべて承諾する者であること。
- (6) 今回の委託に際して、専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 沖縄県内における野生動植物種その他自然環境に係る調査の実績を有すること。
- (8) 沖縄県内に事業所を有すること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可能とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)から(5)までの要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(6)及び(7)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体を代表する事業所は、(8)の要件を満たす者であること。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
 - カ 共同企業体を構成する事業者間には、資本の提携がないこと。

6 主催者および連絡先

- (1) 主催者 沖縄県
- (2) 連絡先 沖縄県環境部自然保護課 希少種・外来種対策班 担当：和宇慶
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL：098-866-2243 FAX：098-866-2240
E-mail：aa03004@pref.okinawa.lg.jp

7 応募手続

- (1) 応募要領等の配布：沖縄県公式ホームページへの掲載
 - ア 掲載期間
令和7年3月7日（金）～令和7年3月21日（金）
 - イ 掲載場所
沖縄県公式WEBサイト「公募・入札」
- (2) 応募に係る質問事項受付期間
 - ア 受付期間
令和7年3月7日（金）～令和7年3月14日（金）まで
 - イ 受付先（メールによる質問受付とする。）
沖縄県環境部自然保護課 aa039004@pref.okinawa.lg.jp
（件名を「希少野生生物保護推進事業委託業務」とすること。）
 - ウ 回答
随時、上記(1)のホームページに掲載する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和7年3月21日(金)13時までに沖縄県環境部自然保護課必着

イ 提出物

下記8に定めるすべての書類

ウ 提出場所

環境部自然保護課(沖縄県庁4階)

(4) 沖縄県からの疑義照会

期限までに提出された企画提案書について、後日県から疑義照会を行うことがある。

(5) 業者選定

ア 応募者が5者以上の場合は、書類審査で4者程度に選定する。その結果については、自然保護課から応募者に通知する。

イ 書類審査後、提案書の内容についてヒアリングを実施する。その形式、期日、場所等については、別途自然保護課から通知する。

(6) 審査結果の通知

令和7年4月1日(火)を予定。

8 企画提案の提出書類等

(1) 提出書類

ア 企画提案書等については、次の様式による。

- ①企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】
- ②企画提案内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1-2】
- ③業務全体のフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】
- ④業務全体の工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】
- ⑤業務遂行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】
- ⑥会社概要・・・【様式5】
- ⑦業務実績・・・【様式6】
- ⑧見積書・・・【様式7及び様式7-2】
- ⑨協定書(共同企業体のみ。自由様式。)

※⑨協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所および名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等

イ A4判縦長で左上ホチキス止めで、両面コピー(色摺り可)とする。

ウ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。

エ 【様式1-2】は枚数の制限は設けないが、【様式2】及び【様式3】は2枚までとする。また、【様式4】、【様式5】については、技術者の数、業務実績の数等に応

じて枚数を増やしてよい。

(2) 企画提案書等の提出部数等

ア 提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

イ 提出する企画提案書は1案に限る。

(3) 企画提案書等内容

別紙の業務委託企画提案仕様書の内容を踏まえ下記事項について記すこと。企画提案書では、令和7年度から令和8年度までの2年度の全体計画を踏まえたうえで、主に令和7年度分の本事業に関する具体的な調査方法等の業務提案とその業務手法について記述することとする。

ア 基本的考え方 【様式1-2（ア～ウの内容を記載）】

本事業を実施するにあたっての基本的な考え方および基本方針について記述すること。

イ 基本認識

沖縄県の生物多様性、希少野生動植物、外来種の現状と課題について記述すること。

ウ 業務提案、業務手法の概要

「指定種をはじめとする希少野生動植物の生息・生育状況のモニタリング」、「指定種に関する評価の見直しと対策の検討」、「指定希少野生動植物種の保護増殖事業の検討及び実施」、「条例や指定種等に関する情報発信」、「検討委員会の実施フロー（各回の検討内容）」について記述すること。

エ 業務全体のフロー（視覚的に作業の流れが理解できる図） 【様式2】

令和8年度までの単年度ごとに事業計画がわかる資料とする。

オ 業務全体の工程表（タイムスケジュールが理解できる図） 【様式3】

令和7年度を主とし、令和8年度までの単年度毎に事業計画がわかる資料とする。

カ 業務遂行体制（今回委託する業務の遂行体制） 【様式4】

(ア) 業務遂行体制図

(イ) 担当者の役割等 役割、担当者名、所属（共同企業体の場合は担当者別に所属会社名を記述）

(ロ) 専任担当者の経歴等 実務経験年数、保持資格名、行政機関等におけるこれまでの業務実績等

キ 会社概要 【様式5】

会社名、設立年月日、資本金、年商（過去5年間）、業務内容、組織図、職員の状況（事務系職員の人数、調査・計画従事職員の人数）。共同企業体の場合は、会社ごとに作成する。

ク 会社の業務実績（過去5年間に、今回の委託と同種および類似の調査業務および沖縄県内において、国、県若しくは市町村が発注した沖縄県内における野生動植物種その他自然環境に係る調査に関する業務実績） 【様式6】

当該業務実績に係る委託発注元の団体名、業務委託名称と業務概要、受託年度、履行期間、業務態勢について記述すること。共同企業体の場合は、会社ごとに作成する。

ケ 経費見積および経費限度 【様式7及び様式7-2】

令和7年度業務の限度額は14,160,000円（消費税含む）とする。（企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。）令和7年度及び令和8年度の年度ごとにとりまとめ提出する。

（注1）積算の費目は、次の内容で提出すること。

- ・直接人件費
- ・直接経費（旅費、消耗品費等）
- ・一般管理費（原則として、「直接人件費+直接経費」の10%を上限とする。）

（注2）各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

（注3）この事業を実施するにあたっての一切の費用を見積もること。

9 評価基準、審査および委託契約

応募のあった提案については、自然保護課において第一次審査（書類審査）を行い、上位4者程度を選定する。その後沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、プレゼンテーション等の第2次審査を行い、最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

(1) 日程

- ア 第一次審査結果通知：令和7年3月24日(月)頃
- イ プレゼンテーション：令和7年3月26日(水)若しくは27日(木)（予定）
- ウ 選定結果通知：令和7年4月1日(火) 予定

(2) 企画提案書、実績等の評価基準

ア 基本認識

本県の生物多様性の価値と現状及び課題について把握しているか。

イ 企画提案書の内容

- (ア) 事業目的の理解度：本事業の目的を理解し的確に把握しているか。
- (イ) 提案内容の構成：提案内容の構成が体系的にしっかりしているか。
- (ウ) 提案内容の優良性：提案内容は明瞭性、具体性、妥当性、的確性、実現性を伴っているか。
- (エ) 実施全体計画の妥当性：全体フロー、全体工程表、実施手順・手法は妥当であるか。

ウ 業務遂行体制・業務実績の評価

- (ア) 業務遂行体制は適切な人員配置、対応人数となっているか。
- (イ) 担当者の実務経験年数、同種および類似業務実績は十分か。
- (ウ) 会社の同種又は類似業務実績は十分か。

- (3) 委託契約 本事業に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約できるものとする。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案をした時
- (2) 所定の日時および場所に提案書を提出しなかった時
- (3) 提案に関して不正行為があった時

11 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 費用の負担および提出書類等の非返却
提出書類等の作成・提出および業者選定委員会への出席等応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の非公開
提出された企画提案書、審査内容および審査経過については、公表しない。
- (4) 配付資料の他目的への使用禁止
企画提案書作成のために沖縄県から提供されたすべての資料等は、他に使用してはならない。